

盛岡市
下水道事業中期経営計画
(平成22年度～平成26年度)

策定 平成22年 1 月
改定 平成26年 3 月

盛岡市上下水道局

盛岡市下水道事業中期経営計画（平成22年度～平成26年度） 目次

1	計画策定の趣旨	1
2	下水道事業の現状と課題	2
	(1) 下水道整備及び維持管理の現状と課題	2
	① 汚水・雨水処理施設の整備	2
	② 合流式下水道の改善	3
	③ 施設の維持管理	3
	④ 下水道施設の修繕・改築更新	4
	(2) 財政運営の現状と課題	4
	① 収益的収支	4
	② 下水道使用料	5
	③ 下水道使用料の収納率等	6
	④ 資本費負担	6
	⑤ 企業債残高	6
	⑥ 一般会計繰入金	7
3	事業運営の基本方針	8
	(1) 経営の理念	8
	(2) 中期経営計画の位置付け	8
	(3) 計画策定の期間	8
	(4) 事業運営の目標	8
	① 下水道整備及び維持管理の目標	8
	② 財政運営の目標	9
	③ 定員管理及び給与の適正化の目標	10
	(5) 経営基盤強化への取組に係る基本方針	11
	① 行財政構造改革の推進	11
	② 企業債残高の削減	11
	③ 民間的手法の導入・推進	11
	④ 上下水道の組織統合	11
4	事業計画	12
	(1) 将来需要予測	12
	(2) 投資計画	12
	(3) 主な整備事業	12
	(4) 中期財政収支計画	13
	① 収益的収支	13
	② 使用料回収率	14
	③ 資本的収支	15
	④ 企業債残高	15
	(5) 中期指標	16
	(6) 定数管理に関する計画	16
	① 職員定数の推移	16
	② 今後の取組	17
5	経営基盤強化への取組	18
	(1) 行財政改革への具体的な取組と効果見込額	18
	① 行財政改革への取組	18
	② 行政改革への取組による効果見込額	19
	(2) 企業債残高の削減	19
	(3) 民間的手法の導入・推進	19
	(4) 上下水道の組織統合	20
	(5) 地方公営企業法の全部適用	20
	(6) 人材育成への取組	20
6	環境保全への取組	21
7	計画達成状況の公表	21
	(1) 公表時期	21
	(2) 公表の方法	21
	(3) 計画達成状況の評価方法	21
8	その他特記事項	21

盛岡市下水道事業中期経営計画（平成22年度～平成26年度）

1 計画策定の趣旨

盛岡市の下水道事業は、昭和28年に市の中心部である菜園地区を対象に合流式として事業着手したことに始まります。以来順次その整備を進め、平成20年度末の汚水処理普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は 85.8%となっています。

下水道は、快適で衛生的な生活環境への改善，公共用水域の水質保全，雨水排除による浸水防除等に寄与する重要な都市基盤施設であり，今後も計画的に整備を進め，適正に維持管理をしていかなければなりません。

盛岡市の下水道事業は平成17年度から地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用して事業を進めていますが，財務諸表に基づく経営分析によって，事業の現状や課題が明らかになってきています。

この計画は，盛岡市の下水道事業における事業管理上・経営管理上の課題を抽出し，これらの課題を解決していくための方針，各種施策，数値目標等を示すものです。計画の達成状況については定期的に状況の分析・評価をするとともに，必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

2 下水道事業の現状と課題

(1) 下水道整備及び維持管理の現状と課題

① 汚水・雨水処理施設の整備

盛岡市の下水道整備は、汚水処理や雨水処理の施設整備を中心に進めてきました。

平成20年度の盛岡市の汚水処理普及率（処理区域内人口／行政区内人口）をみると、下水道事業による普及率は85.8%ですが、他の水洗化処理（農業集落排水処理、浄化槽処理等）を含めた普及率は93.4%となっています。

一方、平成20年度の雨水処理施設の整備状況をみると、整備面積率（整備済面積／認可面積）が約60%であり、浸水防除の観点から整備の拡大が望まれる状況です。

下水道整備費をみると、平成9年度の約72億円をピークに減少し続け、ここ数年は30億円前後で推移しています。これは、盛岡市の投資的経費削減方針にあわせて下水道事業も建設事業費の大幅な削減に取り組んできたことや、汚水処理の普及状況によって、建設費の抑制が働いたためです。

【下水道整備の状況】

（単位 百万円，人）

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
整備等の状況	行政区内人口 A	282,961	282,334	295,508	294,812	294,092	293,289
	処理区域内人口 B	238,582	239,003	243,490	246,024	250,111	251,544
	汚水処理普及率 B/A	84.3%	84.7%	82.4%	83.5%	85.0%	85.8%
	(他事業を含んだ汚水処理普及率)	(91.6%)	(91.9%)	(90.7%)	(92.2%)	(92.7%)	(93.4%)
	雨水認可面積 (ha) C	4,857.3	4,857.3	4,857.3	4,857.3	4,857.3	4,857.3
	雨水整備済面積 (ha) D	2,733.2	2,787.5	2,814.8	2,847.5	2,858.9	2,869.9
	雨水整備率 D/C	56.3%	57.4%	58.0%	58.6%	58.9%	59.1%
建設改良費	汚水処理施設整備	2,153	1,938	1,564	1,701	1,928	1,346
	雨水処理施設整備	1,211	977	1,017	550	507	494
	合流式下水道の改善	0	0	58	50	277	610
	地震対策	0	0	0	0	0	20
	流域下水道建設負担金	185	264	418	518	530	546
	合計	3,549	3,179	3,057	2,819	3,242	3,016
	うち 職員給与費	(職員数) 給与費	(51人) 373	(43人) 313	(38人) 297	(36人) 279	(35人) 286

（備考）平成16年度の建設改良費は、実決算額に特別会計打切決算に伴って生じた未払金（平成17年4月1日以降に下水道事業会計で特例的に支払処理をしました。）を加算した額です。

平成17年度以降の建設改良費、整備状況等の数値は、旧玉山村分を含んだ数値です。

盛岡市の下水道事業は、平成17年度から合流式下水道の改善に、平成20年度から地震対策事業に着手しており、これらの事業は今後本格化し多額の事業費を要することになります。しかし、毎年度投資できる建設改良費の額には限界があり、今後は、現行と同規模の予算枠内でこれらの事業を同時に進めなければなりません。したがって、汚水処理や雨水処理の施設整備に配分できる予算の規模をさらに縮小せざるを得ないため、これまで以上に費用対効果を検証し実施する必要があります。

また、全市的な汚水処理の普及率の向上については、地域の特性や効率性を勘案し、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、浄化槽市町村整備事業等の水洗化施策と連携しながら進める必要があります。

② 合流式下水道の改善

合流式下水道は汚水と雨水を同一の管渠で排除する方式ですが、雨天時には雨水で希釈された未処理下水の一部が雨水吐き口から公共用水域に放流される状況となっています。合流式による整備は昭和40年代後半まで続き、現在は市の中心部の約 496ヘクタールが合流式となっています。

盛岡市では、平成16年度に「合流式下水道改善計画」を策定し、現在、緊急改善期間（平成17年度から平成21年度までの5年間）に係る「合流式下水道緊急改善計画」に基づく整備を進めています。

平成21年度までの緊急改善期間に整備することとしている主な施設は次のとおりです。

- ・下水中のきょう雑物を除去する装置（雨水吐き口9箇所を設置）
- ・遮集管（全長 6.7キロメートルのうち約 2.0キロメートル）
- ・雨天時高速下水処理施設

平成22年度以降は、引き続き遮集管及び雨天時高速下水処理施設の整備を進めます。

合流式下水道の改善については、公共用水域の水質保全の観点から、早急に関連施設の整備を進める必要があります。

③ 施設の維持管理

盛岡市の下水道処理は、中川原処理区（市の中心区域）は市直営の終末処理場で、他の処理区は岩手県が管理運営する北上川上流域下水道（都南処理区）で行われています。

市が維持管理している下水道施設は、管渠施設（1,742 km）、ポンプ場（11施設）及び終末処理場（1施設）です。維持管理は、直営体制で行っています。

このうち、終末処理場は、現在終末処理場で処理している下水道を平成25年度から北上川上流域下水道（都南処理区）に切り替えて処理することに伴い廃止する計画としています。

【施設管理費の状況】

（単位 百万円）

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
直営 経費	（職員数）	（40人）	（35人）	（36人）	（36人）	（37人）	（37人）
	職員給与費	256	223	234	226	228	230
	動力費	48	50	49	49	53	53
	修繕料	113	81	95	85	82	87
	委託料	157	140	124	133	130	128
	その他の経費	58	46	41	39	39	44
	小計 A	632	540	543	532	532	542
	流域下水道維持管理負担金 B	1,382	1,390	1,226	1,189	1,162	1,084
	計 A+B	2,014	1,930	1,769	1,721	1,694	1,626

（備考）平成16年度の決算額は、実決算額に特別会計打切決算に伴って生じた未払金（平成17年4月1日以降に下水道事業会計で特例的に支払処理をしました。）を加算した額です。

平成17年度以降の決算額は、旧玉山村分を含んだ額です。

平成17年度以降の決算額は、消費税及び地方消費税額を除いた額です。

近年、全国の自治体では、下水道処理施設の維持管理に「性能発注による包括的民間委託」を導入し、施設の運転管理、ユーティリティー（光熱水・薬品・燃料等）の管理、補修・修繕等の業務を複数年単位で民間委託しようという動向があります。

「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」では、（平成25年度に廃止する終末処理場の維持管理を除き）管渠施設及びポンプ場施設の維持管理を「民間委託が可能な業務」と位置づけています。

事務事業の実施に当たってはコストメリットを最大限に発揮できる手法を選択するべきであり、盛岡市の下水道処理施設についても、民間委託への移行を含む今後の維持管理の在り方を本格的に検討する必要があります。

④ 下水道施設の修繕・改築更新

下水道処理施設の耐用年数は、管渠施設が50年、ポンプ場施設及び処理場施設が施設や設備の種類・構造に応じて10～30年とされています。昭和28年から整備を進めてきた盛岡市の下水道施設は、すでに耐用年数を経過しているものや、耐用年数は経過していないものの経年劣化による機能不全が懸念されている施設・設備があります。

しかし現状は、故障、不具合が発生した都度修繕を行っているに過ぎず、機能維持や延命化のための根本的な対策は執られていません。

【施設管理費－修繕料の状況】

（単位 百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
修繕料	113	81	95	85	82	87

（備考） 2 (1)③施設の維持管理中の表（施設管理費の状況）より転記。

今後は、施設・設備の適正な機能維持のために、必要な改築・修繕の項目を抽出し、修繕で対応すべきもの、再構築すべきもの、延命化措置をすべきもの等に整理し、施設修繕（維持管理）と改築更新（建設改良）を併用しながら対応する必要があります。

施設修繕（維持管理）の推進・強化は、損益的収支の均衡を図りながら実施しなければなりません。毎年度多額の純損失を計上している現在の経営状況では、十分な修繕費の予算を確保することができません。したがって、その前提として、下水道使用料の水準の適正化などによって収支を改善（財源を確保）することが条件となります。

改築更新（建設改良）は国庫補助制度（下水道総合地震対策事業、下水道長寿命化支援制度等）や起債制度を活用しながら行うこととなりますが、毎年度投資できる建設改良費の額には限界があるため、汚水処理施設整備、雨水処理施設整備、合流式下水道の改善等との事業費総額を調整しながら進める必要があります。

(2) 財政運営の現状と課題

① 収益的収支

盛岡市の下水道事業会計の収支（収益的収支）は、平成18年度に9億4897万円、平成19年度に8億4740万円、平成20年度に6億3105万円と、毎年度多額の純損失を計上しており、平成20年度末の累積欠損金は27億円にも及ぶ状況となっています。しかし、資金不足や補てん財源不足は発生していません。

収入の安定確保（下水道使用料の見直し等）や支出の抑制（経費の節減、施設の維持管理・職員定数の見直し等）に取り組み、収支の改善を図る必要があります。

【純損失・累積欠損金の状況】

（単位 百万円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
純利益(△純損失)	△290	△949	△847	△631
累積剰余金(△累積欠損金)	△290	△1,239	△2,086	△2,717

② 下水道使用料

盛岡市の下水道使用料は、平成14年4月1日に改定して以来7年が経過しています。

現行使用料は、算定期間を平成14年4月から平成18年3月までとし、平均改定率を16.2%と設定しています。しかし、平成14年度以降の使用料の実際の収入額は当初の計画額を毎年度約10%（約3.5億円／年）下回っており、このことが、収益的収支における純損失発生の大きな要因になっています。

現在の料金体系は、普及人口が確実に伸び、かつ、これに伴って有収水量（使用料の算定対象となる処理水量）が増加することを前提として設定されています。

しかし、盛岡市の下水道事業は、未だ水洗化が達成されていない地域があるものの、今後普及人口が飛躍的に伸びる状況にはありません。また、有収水量については、近年の節水傾向、行政区域内人口の減少傾向などと相まって、大幅な増加は期待できない状況にあります。

【下水道使用料の収納状況】

（単位 百万円）

	平成13年度	使用料算定期間					合計
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
財政計画上の使用料 A	-	4,259	4,315	4,372	4,429	17,375	
使用料決算額 B	3,592	4,091	3,889	3,997	3,986	15,963	
決算額－財政計画 B-A	-	△168	△426	△375	△443	△1,412	

（備考） 地方公営企業法の適用に伴い、平成16年度以降は従来の出納整理期間が存在しないことや、平成17年度以降は調定額（消費税抜き）で決算調製をしていること等により、実決算数値と財政計画との比較が困難であるため、上記表の平成16年度以降の決算額は翌年度の5月までの実収納額（消費税を含む）を掲載しています。

【使用料回収率の状況】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
有収水量(千m ³) A	26,241	27,476	27,789	27,915	28,030	27,928
下水道使用料(百万円) B	3,889	3,470	3,929	3,829	3,842	3,802
使用料単価(円/m ³) C=B/A	148.2	126.3	141.4	137.2	137.1	136.1
汚水処理経費(百万円) D	5,530	5,427	6,032	4,857	4,638	4,421
うち維持管理費	2,022	1,832	2,094	1,846	1,739	1,796
うち資本費	3,508	3,595	3,938	3,011	2,899	2,625
処理単価(円/m ³) E=A/D	210.7	197.5	217.1	174.0	165.5	158.3
使用料回収率 E/C	70.3%	63.9%	65.1%	78.9%	82.8%	86.0%

（備考） 平成16年度までは消費税を含む額で、平成17年度以降は消費税を含まない額です。

下水道使用料は、平成16年度までは実収入額を、平成17年度以降は調定額を掲載しています。

③ 下水道使用料等の収納率

下水道使用料等の債権管理については、文書による催告のほか、訪問、電話等による直接折衝方式の催告を行うなど、滞納整理事務の強化を図っています。

しかし、不納欠損処理額や収入未済額は年々増加する傾向にあり、収納率はわずかながら下降傾向を示しています。

【使用料の収納率等の状況】

(単位 百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額 A	3,983	4,093	4,104	4,134	4,183	4,147
収納額 B	3,889	3,997	3,986	3,979	4,019	3,962
不納欠損処理額 C	3	3	4	6	8	8
収入未済額 D=A-B-C	91	93	114	149	156	177
収納率 B/A	97.6%	97.7%	97.1%	96.3%	96.1%	95.5%

(備考) 地方公営企業法の適用に伴い、平成16年度以降は従来の出納整理期間が存在しないことや、平成17年度以降は調定額(消費税抜き)で決算調製をしていること等により、比較が困難であるため、平成16年度以降の収納額は翌年度の5月までの実収納額(消費税を含む)を掲載しています。

債権管理に当たっては、収納事務の効率化を図り、滞納整理事務をさらに強化する必要があります。

④ 資本費負担

平成20年度の資本費は53億5000万円(減価償却費34億6300万円、企業債利子18億8700万円)です。これは、平成20年度の総費用76億6500万円の約7割に相当します。

【資本費等の状況】

(単位 百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
資本費	減価償却費	3,385	3,461	3,460	3,463
	企業債償還利子	2,515	2,385	2,267	1,887
	計 A	5,900	5,846	5,727	5,350
収益的支出合計 B	8,276	8,156	7,896	7,665	
収益的支出合計に占める資本費の割合 A/B	71.3%	71.7%	72.5%	69.8%	
企業債元金償還金	3,346	3,432	3,563	3,691	

(備考) 平成20年度の企業債元金償還金は、繰上償還額 4,039百万円を除いた額です。

資本費のうち、減価償却費は損益勘定留保資金として内部留保され、企業債償還元金の財源等に充てられることとなります。減価償却費は、企業債償還元金とのバランスが大切です。

一方、企業債償還利子は、直接的に収益的収支や会計全体の収支に影響するので、高利率の企業債を低利率の企業債に借り換えるなど可能な限りの縮減が必要です。

⑤ 企業債残高

平成20年度末の下水道事業に係る企業債残高は約 619億円であり、盛岡市全体の市債残高総額2466億円(平成20年度末)の約25%に相当します。

これは、下水道の早期普及に向けて集中的に投資を行ってきた結果であり、下水道事業債が国庫補助金と並んで下水道整備の主要財源であることから、巨額の企業債残高は、事業の性質上やむを得ないところでもあります。

しかし、毎年度の元利償還金は下水道事業会計にとって大きな負担となっており、平成20年度の元利償還金約56億円（＊）は支出決算総額 145億円（＊）の約4割を占めています。

企業債残高を削減し、元利償還の負担を軽減していくことが、経営基盤の強化のために必要です。少子高齢化や人口減少といった社会的背景を考慮し、次世代に過大な負担を残さないためにも、企業債残高の削減に取り組む必要があります。

（＊）繰上償還の約40億円を除いた額です。

【企業債残高の状況】

（単位 百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新規借入額	1,945	1,969	1,716	2,437	5,871	6,651
元金償還額	2,961	3,348	3,346	3,432	6,791	7,730
企業債残高	64,671	63,292	61,662	63,932	63,012	61,933

（備考）平成17年度以降の数値は、旧玉山村分を含んだ数値です。

平成20年度の新規借入額には繰上償還借換債 4,039百万円が含まれており、元金償還金には繰上償還額 4,039百万円が含まれています。

【盛岡市の市債残高（平成20年度末）】

会計区分	残高(百万円)	構成比率
普通会計	136,165	55.2%
病院事業会計	8,434	3.4%
水道事業会計	21,382	8.7%
下水道事業会計	61,933	25.1%
中央卸売市場費特別会計	12,597	5.1%
その他の特別会計	6,099	2.5%
合計	246,610	100.0%

⑥ 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、毎年度総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」によって、繰入れの対象、繰入金の算定方法等のいわゆる「繰入基準」が定められています。下水道事業の場合は、雨水処理に要する費用等が、公費で負担すべき費用として基準繰入の対象となります。

平成18年度には下水道事業に対する地方財政措置の見直しにより、盛岡市の下水道事業は繰入基準に基づく繰入金が約10億円増えることになりました。

これを機に、平成18年度以降の下水道事業に対する繰入れは、経営の自立の観点から（退職金に係る繰入れ等を除き）繰入基準の範囲内としています。平成20年度の繰入金は34億8400万円にも及びます。

なお、平成19年度には、一般会計から下水道事業会計に対する繰出しの項目、繰出金の算定方法等の具体を文書化して整理しました。

【一般会計繰入金の状況】

（単位 百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
基準繰入	2,740	2,772	2,609	3,605	3,537	3,391
基準外繰入	1,515	1,724	1,746	133	0	93
合計	4,255	4,496	4,355	3,738	3,537	3,484

3 事業運営の基本方針

(1) 経営の理念

盛岡市の下水道事業が社会に果たすべき役割として、経営理念を次のとおり定めます。

健全な水環境・良好な水循環の創出

この経営理念は、盛岡市総合計画における下水道事業の施策テーマと一致しています。

(2) 中期経営計画の位置付け

本計画は、「盛岡市総合計画」との整合を図りながら、下水道事業の事業運営の目標を定めるものとします。

「盛岡市総合計画」では、施策テーマ「健全な水環境・良好な水循環の創出」に係る「基本事業」及び「施策の方向性」を次のように掲げています。

【盛岡市総合計画実施計画（平成20年度～平成22年度）】

施策	基本事業	施策の方向性
健全な水環境・良好な水循環の創出	汚水処理の充実	汚水処理施設の整備により、公共用水域の水質を保全して衛生的な水環境を確保します。
	浸水対策の推進	雨水排水施設の整備により、浸水防止を図ります。
	下水道事業の健全経営	下水道事業の財政状態及び経営状況を明らかにしながら、健全な経営を行います。

また、「盛岡市総合計画」、「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」、「公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画」等の各種計画に掲げる事業運営の目標を達成するための具体的な内容を定めるとともに、財政運営に関しては、これらの計画が示す目標値を上回る財政健全化効果を目指します。

(3) 計画策定の期間

開始年度	平成22年度
終了年度	平成26年度

(4) 事業運営の目標

① 下水道整備及び維持管理の目標

ア 汚水処理普及率（処理区域内人口／行政区域内人口）の向上

汚水処理施設（管渠施設）の整備を計画的に進め、水洗化処理の普及を促進することにより、快適で衛生的な生活環境を創出し、公共用水域の水質保全を図ります。

施設の整備に当たっては、費用対効果を十分に検証するとともに、農業集落排水事業、浄化槽整備

事業，浄化槽市町村整備事業などの他の水洗化施策との連携にも配慮します。

汚水処理普及率	平成20年度（実績）85.8% → 平成26年度（目標）88.5%
---------	-----------------------------------

イ 雨水整備率（整備済面積／認可面積）の向上

安心して暮らせるまちづくりのため，雨水処理施設（管渠施設・ポンプ場施設）の整備を計画的に進め，雨水による浸水被害の解消を図ります。

雨水整備率	平成20年度（実績）59.1% → 平成26年度（目標）60.8%
-------	-----------------------------------

ウ 合流式下水道の改善

「合流式下水道改善計画」に基づき，遮集管，雨天時高速下水処理施設など合流式下水道改善関連施設の整備を進めます。

これらの施設については，平成24年度から稼動するものとします。

エ 施設の維持管理の委託化

現在直営体制で行っている下水道処理施設の維持管理について，民間委託の導入を進めます。

現在予定している民間委託の内容は，次のとおりです。

【施設の維持管理の委託化】

（単位 千円／年）

	委託開始年度	委託料 A	職員定数減 (人)	経費削減額 B	経費削減効果 B-A
終末処理場に係る汚泥処理業務	平成22年度	16,000	4	29,375	13,375
ポンプ場施設に係る運転管理業務	平成25年度	17,200	4	23,090	5,890
下水道処理施設に係る中央監視業務	平成25年度	34,400	8	57,576	23,176

（備考） 経費削減額は，平成21年度決算見込額をベースに算定した数値です。

オ 下水道施設の改築更新・修繕

施設・設備の適正な機能維持のために，必要な改築・修繕を行います。

なお，管渠などの施設の長寿命化，大規模設備の更新等については，国庫補助制度（下水道総合地震対策事業，下水道長寿命化支援制度等）や起債制度を活用し，改築更新事業（建設改良）として進めます。

カ 効率的な下水処理

平成24年度をもって現在の終末処理場での下水処理を終了するとともに，平成25年度からは岩手県が管理する北上川上流流域下水道（都南処理区）による処理に移行し，より一層の効率的な下水処理を行います。

② 財政運営の目標

ア 収支の改善

安定した収入の確保，経費の節減等を進め，各年度の収支の均衡を図り，累積欠損金の解消に努めます。

イ 下水道使用料の見直し

下水道使用料は、汚水処理に要する費用（分流式下水道に要する費用として公費において負担する資本費を除く。）を下水道使用者が使用の量に応じて負担するという観点から定めるものとします。

平成20年度現在の使用料回収率（汚水処理原価に対する使用料単価の割合）は約86%であり、汚水処理費用に見合う使用料水準となっておらず、また、このことが各年度の純損失の発生要因となっていることから、必要な見直しをします。

使用料回収率	平成20年度（実績）86.0% → 平成26年度（目標）100.0%
--------	------------------------------------

ウ 収納率の向上

下水道使用料等の債権管理について、収納事務の効率化を図りながら、滞納整理等をさらに強化し、収納率の向上に努めます。

エ 資本費負担の軽減・企業債残高の削減

建設投資に当たっては、当該建設投資に伴って発生する将来の資本費（減価償却費及び企業債利子）や企業債元金償還費が経営を圧迫することのないよう配慮します。

財源の調整においては、企業債への依存が過大となり、企業債残高が増加することのないよう十分に配慮します。

また、過年度に発行した高利率の企業債について繰上償還や低利率の企業債への借換えの制度を積極的に活用するなど、資本費負担の軽減に努めます。

オ 経営の自立（一般会計繰入金の削減）

一般会計からの繰入れは、原則として、下水道処理に要する費用のうち公費において負担すべきものを対象として繰り入れることとします。

なお、経営の自立の観点から、基準外繰入の抑制はもちろんのことですが、基準繰入の算定対象となる経費の節減を図ることで、繰入金総額の削減に努めます。

③ 定員管理及び給与の適正化の目標

ア 職員定数の見直し

下水道事業の職員定数については、事務事業の見直しや上下水道の組織統合による体制の見直しにより、適正な定員管理・人員の削減に努めます。

職員定数	平成21年度（実績）80人 → 平成26年度（目標）65人
------	-------------------------------

イ 給与の適正化

盛岡市の下水道事業会計は、地方公営企業法の財務規定のみを適用しており、給与制度は市の制度を適用しています。このため、計画上は「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」に沿って、給与制度の見直しを進めます。

地方公営企業法を全部適用（平成22年4月を予定）した後は、独自の給与制度を適用することになりますが、市の制度との整合を図りながら、引き続き必要な見直しを進めます。

(5) 経営基盤強化への取組に係る基本方針

① 行財政構造改革の推進

「収入の確保」及び「経費の節減」を中心として、行財政構造改革を推進します。

② 企業債残高の削減

企業債の元利償還金が経営を圧迫することを踏まえ、企業債残高の削減に努めます。

③ 民間的手法の導入・推進

コストメリットを最大限に発揮する手法として、下水道処理施設の維持管理の委託化を進めるほか、「性能発注による包括的民間委託」の導入についても検討します。

④ 上下水道の組織統合

盛岡市では、平成22年4月から水道部と下水道部の組織を統合し、一事業管理者のもとで水道事業と下水道事業を運営する計画としています。

組織統合に当たっては、市民に対するサービスが向上し、かつ、事務事業の合理性や効率性が向上するような体制の整備・事業運営を進めます。

4 事業計画

(1) 将来需要予測

		平成20年度 (実績)	平成21年度 (見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
汚水処理	行政区域内人口(人) A	293,289	292,498	291,709	290,922	290,137	289,354	294,435
	処理区域内人口(人) B	251,544	253,318	254,908	255,079	255,250	255,421	260,475
	水洗化人口(人) C	242,362	244,371	246,207	246,675	247,142	247,610	252,210
	汚水処理普及率 B/A	85.8%	86.6%	87.4%	87.7%	88.0%	88.3%	88.5%
	水洗化率 C/B	96.4%	96.5%	96.6%	96.7%	96.8%	96.9%	96.8%
	年間総処理量(千m ³)	35,461	36,371	36,367	36,364	36,361	36,358	39,711
	汚水処理量(千m ³) D	32,692	32,687	32,683	32,680	32,677	32,674	35,688
	雨水処理量(千m ³)	2,769	3,684	3,684	3,684	3,684	3,684	4,023
	年間有収水量(千m ³) E	27,928	28,232	28,539	28,683	28,711	28,738	28,442
	有収率 E/D	85.4%	86.4%	87.3%	87.8%	87.9%	88.0%	79.7%
雨水処理	雨水認可面積(ha) F	4,857.3	4,857.3	4,857.3	4,857.3	4,857.3	4,857.3	4,854.8
	雨水整備面積(ha)	11.0	4.2	3.5	10.0	15.0	20.0	29.1
	雨水整備済面積(ha) G	2,869.9	2,874.1	2,877.6	2,887.6	2,902.6	2,922.6	2,951.7
	雨水整備率 G/F	59.1%	59.2%	59.2%	59.4%	59.8%	60.2%	60.8%

(2) 投資計画

(単位 百万円)

	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
汚水処理普及対策	1,313	1,044	1,151	1,197	1,271	1,472	882
雨水浸水対策	527	950	394	467	451	461	552
合流式下水道の改善	610	1,311	755	1,265	1,075	320	10
改築更新	20	119	255	75	85	140	382
流域下水道建設費負担金	546	430	462	438	419	323	256
合計	3,016	3,854	3,017	3,442	3,301	2,716	2,082

(備考) 事務費を含みます。

(3) 主要な整備事業

上記(2)投資計画に基づく主な整備事業は次のとおりです。

事業名	事業期間	事業概要	総事業費 (千円)
汚水処理普及対策			
玉山地区污水管整備	H21～H30	玉山地区の未普及対策	1,680,000
手代森処理分区污水管整備	H21～H27	手代森・黒川地区等の幹線整備及び面整備費	1,562,000
不明水調査・改修対策	H21～H30	污水管の不明水調査及び改修	149,000
雨水浸水対策			
鴨助堰排水区幹線整備	H22～H26	永井地区、三本柳地区等の浸水解消	462,000
南川第三排水区開渠整備	H21～H26	南仙北地区等の浸水解消	400,000
都南雨水ポンプ場整備	H26～H28	東見前地区等の浸水解消	825,000

事業名	事業期間	事業概要	総事業費 (千円)
合流式下水道の改善			
雨水高速処理施設整備	H21～H24	導水渠及び簡易処理施設の整備	3,413,000
遮集管等の整備	H21～H30	遮集管, 雨水放流渠等の整備	1,647,000
改築更新			
監視制御装置更新	H22	老朽化した監視制御装置の更新	200,000
管更生(耐震化)事業	H22～H30	主要管の耐震化等	740,000
管更生(長寿命化)事業	H24～H30	対象範囲毎の老朽管の長寿命化対策	764,000

(4) 中期財政収支計画

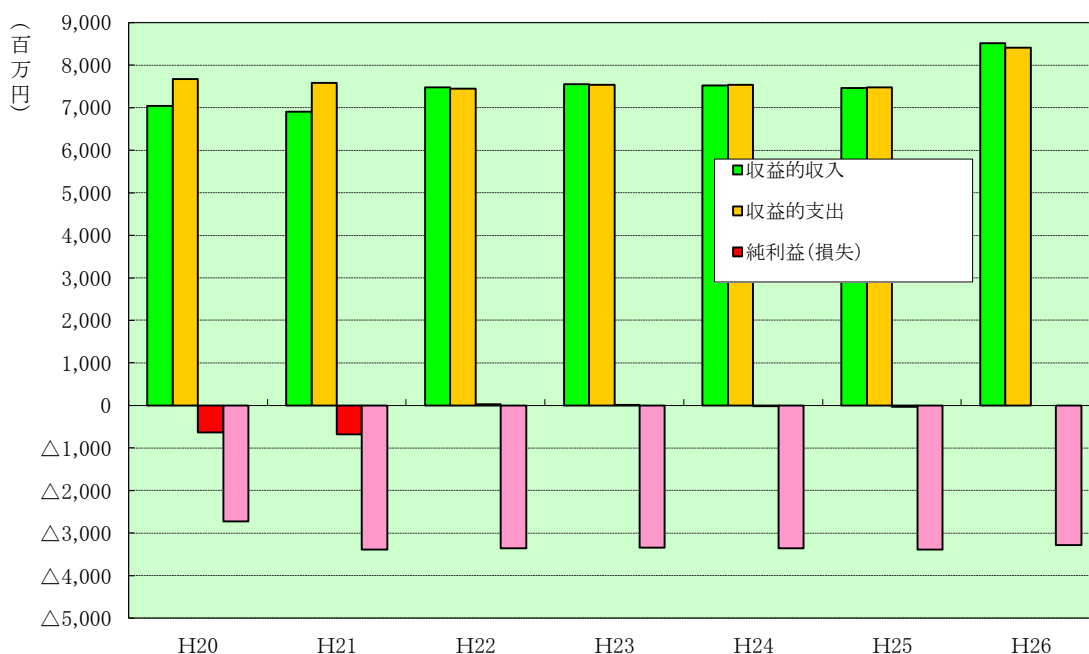
① 収益的収支

(単位 百万円)

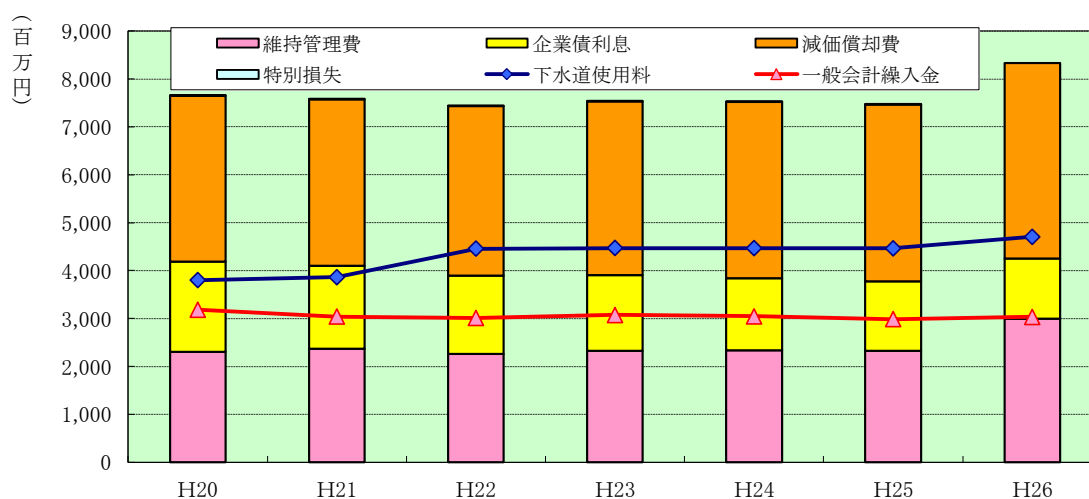
		平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
収 入	営業収益	5,951	5,945	6,554	6,657	6,659	6,635	7,065
	下水道使用料	3,802	3,862	4,460	4,473	4,469	4,464	4,704
	他会計負担金	2,054	2,044	2,067	2,127	2,176	2,130	2,328
	他会計補助金	93	38	26	56	13	40	0
	その他	2	1	1	1	1	1	33
	営業外収益	1,038	962	921	891	857	820	1,442
	他会計負担金	1,035	960	919	889	855	818	704
	その他	3	2	2	2	2	2	738
	特別利益	47	0	0	0	0	0	0
	計 A	7,036	6,907	7,475	7,548	7,516	7,455	8,507
支 出	営業費用	5,755	5,819	5,777	5,933	5,989	6,006	6,927
	職員給与費	628	559	491	552	465	419	615
	(職員数)	(50)	(56)	(50)	(50)	(50)	(35)	(42)
	基本給, 手当等	398	439	396	396	396	294	507
	退職手当	186	76	51	112	25	81	72
	退職給与引当金	44	44	44	44	44	44	36
	経費	580	630	670	667	684	620	612
	動力費	53	52	49	49	54	33	49
	修繕費	90	96	99	99	100	60	71
	委託料	354	359	420	418	429	442	208
	その他	83	123	102	101	101	85	284
	流域下水道維持管理負担金	1,084	1,164	1,078	1,089	1,163	1,269	1,623
	減価償却費	3,463	3,466	3,538	3,625	3,677	3,698	4,077
	営業外費用	1,899	1,751	1,654	1,595	1,534	1,465	1,405
	企業債利息	1,887	1,730	1,633	1,575	1,513	1,446	1,256
	その他の支出	12	21	21	20	21	19	149
特別損失	11	8	8	8	8	8	76	
計 B	7,665	7,578	7,439	7,536	7,531	7,479	8,408	
純利益(△純損失) C=A-B	△629	△671	36	12	△15	△24	99	
未処分利益剰余金(△欠損金)	△2,717	△3,388	△3,352	△3,340	△3,355	△3,379	△3,280	

(備考) 消費税及び地方消費税額を除きます。

【グラフ1】 収益的収支、純利益（損失）及び未処分利益剰余金（欠損金）の推移



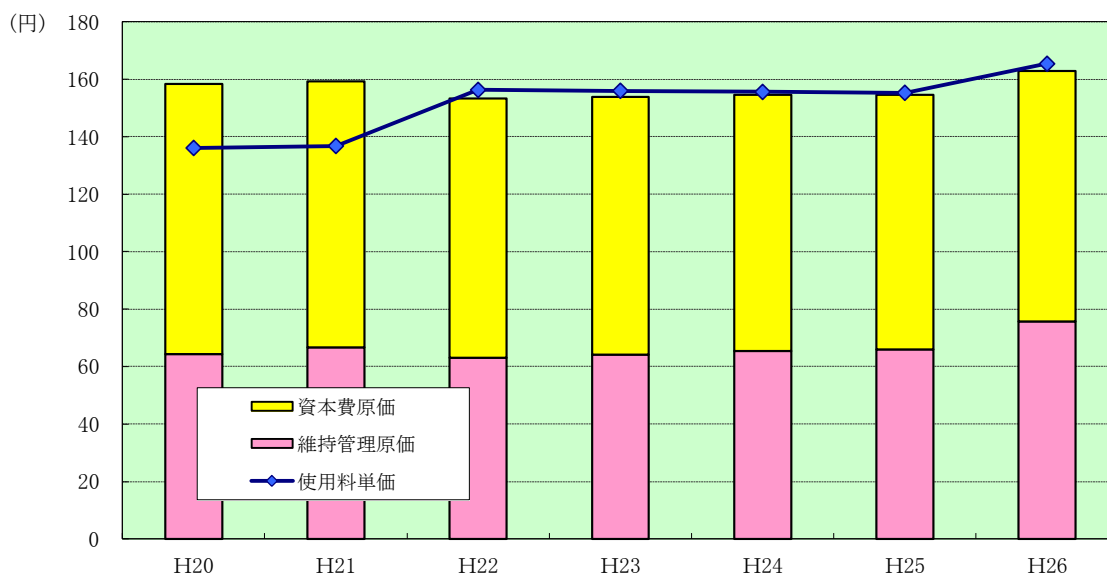
【グラフ2】 費用、下水道使用料等の推移



② 使用料回収率

	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
有収水量(千 m^3) A	27,928	28,232	28,539	28,683	28,711	28,738	28,442
下水道使用料(百万円) B	3,802	3,862	4,460	4,474	4,469	4,464	4,704
使用料単価(円/ m^3) C=B/A	136.1	136.8	156.3	156.0	155.7	155.3	165.4
汚水処理経費(百万円) D	4,421	4,495	4,377	4,414	4,438	4,442	4,630
うち維持管理費	1,796	1,883	1,802	1,842	1,879	1,898	2,153
うち資本費	2,625	2,612	2,575	2,572	2,559	2,544	2,477
処理単価(円/ m^3) E=A/D	158.3	159.2	153.4	153.9	154.6	154.6	162.8
使用料回収率 E/C	86.0%	86.0%	101.9%	101.4%	100.7%	100.0%	102.0%

【グラフ3】 処理原価と使用料単価の推移



③ 資本的収支

(単位 百万円)

		平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
収 入	企業債	6,651	4,309	1,875	1,797	1,744	1,565	1,036
	建設改進黨業債	5,851	3,509	1,675	1,797	1,744	1,565	1,036
	うち借換債	4,039	1,530	0	0	0	0	0
	特別措置債	800	800	200	0	0	0	0
	負担金及び分担金	539	461	575	641	666	619	768
	工事負担金	150	51	47	151	126	36	212
	他会計負担金	302	353	377	397	437	468	508
	受益者負担金等	87	57	151	93	103	115	48
	国庫補助金	742	1,492	1,018	1,188	1,110	858	546
	計 A	7,932	6,262	3,468	3,626	3,520	3,042	2,350
支 出	建設改良費	3,016	3,855	3,019	3,442	3,303	2,728	2,082
	うち職員 給与費	(33)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(23)
	(職員数)							
	給与費	262	193	193	193	193	193	194
	企業債償還金	7,730	5,392	4,002	3,603	3,777	3,663	3,842
うち繰上償還金	4,039	1,530	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
計 B	10,746	9,247	7,021	7,045	7,080	6,391	5,924	
収支不足額 C=B-A	2,814	2,985	3,553	3,419	3,560	3,349	3,574	

④ 企業債残高

(単位 百万円)

	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
建設改進黨業債	59,633	57,799	55,583	53,950	52,153	50,306	45,752
特別措置債	2,300	3,052	3,141	2,968	2,732	2,480	2,499
計	61,933	60,851	58,724	56,918	54,885	52,786	48,251

(5) 中期指標

(単位 %)

	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
経常収支比率	91.3	91.2	100.6	100.3	99.9	99.8	102.1
累積剰余金(△欠損金)比率	△45.7	△57.0	△51.1	△50.2	△50.4	△50.9	△46.4
不良債務比率	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率(収益的収支部分)	45.2	44.0	40.3	40.7	40.5	40.1	35.6

【指標の改善に向けた取組等について】

指標		指標の改善に向けた取組
経常収支比率	経常的な収益（営業収益及び営業外収益）と費用（営業支出及び営業外支出）の関連を示す比率です。 数値が大きいほど、経常的な収益力が高いことを示します。	下水道使用料の見直し、経常的経費の節減等により、収支バランスを改善し、収益力の向上に努めます。
累積剰余金（欠損金）比率	営業収益（受託工事収益を除く。）に対する累積剰余金（累積欠損金）の割合を示す比率です。 数値が大きいほど、経営状態が良好（△の場合は悪化）であることを示します。	平成18年度の地方財政措置の見直しを受けて、一般会計からの繰入金を減額し特別措置企業債を借り入れて財源補てんをしたことにより、毎年度、多額の純損失が発生し、平成20年度末の累積欠損金が約27億円にまで膨らんでいます。 下水道使用料の見直し、経費の節減等によって収支の改善に努め、累積欠損金の削減を進めます。
不良債務比率	営業収益に対する不良債務（流動負債から流動資産を差し引いた額）の割合を示す比率です。 数値が大きいほど、経営状態が悪化していることを示します。	平成17年度に地方公営企業法を適用して以来、不良債務は発生していません。今後も不良債務が発生しないように経営努力を続けます。
繰入金比率（収益的収支部分）	収入に対する他会計からの繰入金の割合を示す比率です。ここでは収益的収支部分に限定しています。 数値が大きいほど、繰入金に依存していることを示します。	雨水処理に要する経費、分流式下水道に要する経費など公費負担とすべき経費に対して一般会計から繰入れ（基準繰入）をしています。 基準外繰入を抑制するほか、公費負担対象経費についても節減を徹底し、繰入金の削減に努めます。

(6) 定数管理に関する計画

① 職員定数の推移

盛岡市下水道事業の職員定数の推移は次のとおりです。

【職員定数の状況】

(単位 人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
損益勘定職員数	49	50	50	50	50	50
資本勘定職員数	51	43	38	36	35	33
他会計給与支給職員数	2	2	2	3	3	3
計 (対前年度比較)	102	95 (△7)	90 (△5)	89 (△1)	88 (△1)	86 (△2)

(備考) 「他会計給与支給職員」は下水道部長及び次長(次長兼課長を含む。)であり、給与費は一般会計予算から支払われてきました。

* 平成21年度以降は、下水道事業会計予算から支払われています。

平成17年度からは旧玉山村の職員3人(資本勘定職員)を含んでいます。

盛岡市下水道事業の職員定数の見直しは、建設改良事業量の推移にあわせて資本勘定職員数を調整(削減)することを中心に進めてきました。平成15年度から平成20年度まで間の定数削減累計は16人(15.7%の減)となっています。

② 今後の取組

職員定数については、事務事業の見直しや上下水道の組織統合による体制の見直しにより、適正な定員管理に努めます。

損益勘定職員数については、平成22年度には上下水道部の組織統合に合わせて2人、終末処理場業務の一部を委託化することにより4人の計6人の定数削減を、平成25年度にはポンプ場の維持管理業務の委託化により4人、終末処理場廃止により11人の計15人の定数削減を見込んでいます。

このほかに、管渠施設の維持管理業務についても委託化することを検討しており、一定の職員定数の削減が見込まれます。しかし、管渠施設の維持管理業務の委託化は、本計画の期間中の実施は難しい状況ですので、次期計画に反映させることとします。

資本勘定職員数については、平成21年度に実施した定数調整後の職員定数を維持することとします。

【職員定数の状況】

(単位 人)

	平成20年度 (実績)	平成21年度 (見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
損益勘定職員数	50	56	50	50	50	35	42
資本勘定職員数	33	24	24	24	24	24	23
他会計給与支給職員数	3	0	0	0	0	0	0
計 (対前年度比較)	86 (△1)	80 (△6)	74 (△6)	74 (-)	74 (-)	59 (△15)	65 (6)

(備考) 平成20年度まで給与費を一般会計から支出していた職員(下水道部長及び次長級職員)を含む職員定数の実績及び目標です。

(参考) 平成21年度の職員定数調整

損益勘定職員については、経費負担の原則から、それまで一般会計予算から支給されていた部長及び次長級職員2人の計3人分の給与費を収益的支出予算から支出することとしたほか、資本的支出予算で支弁していた事務職員4人分の給与費を収益的支出予算から支出することとし、さらに事務効率等を勘案し1人の減としました。これらにより、定数は前年度に比較して6人の増となっています。

資本勘定職員については、上記の資本勘定から損益勘定への組替えのほか、玉山事務所に勤務する職員3人分の職員給与費を一般会計(玉山総合事務所建設課)予算から支出することとし、組織再編(雨水処理施設整備部門と汚水処理施設整備部門の一元化)に併せて2人分の職員給与費を一般会計(下水道部都市河川課)予算から支出することとしました。これらにより、定数は前年度の比較して9人の減となっています。

5 経営基盤強化への取組

(1) 行財政改革への具体的な取組と効果見込額

① 行財政改革への取組

ア 収入の確保

(7) 有収水量の増加

平成22年度には好摩地区の下水道処理を開始し、また、平成23年度には手代森地区の汚水処理をコミュニティプラントの廃止に併せて下水道処理に切り替える計画となっています。これらの影響で有収水量が増加する見込みとなっています。

その他、下水道整備を計画的に進めることにより汚水処理普及率の向上を図るほか、未水洗化世帯に対する水洗化の勧奨を行い、有収水量の増加に努めます。

また、下水道使用の実態を調査するなど、下水道の不正使用対策を強化するとともに、適正な有収水量の確保に努めます。

(イ) 下水道使用料の見直し

下水道使用料の改定を行い、使用料回収率（汚水処理原価に対する使用料単価の割合）の改善を目指します。

また、使用料体系についても見直しを行うほか、負担の公平性に十分配慮します。

(ウ) 収納率の向上

下水道使用料等の滞納整理事務について、毎年度定める滞納整理計画に基づき、文書催告のほか、休日訪問催告、夜間電話催告等の直接折衝方式の催告を強化するほか、個々の滞納者の事情に応じた納付相談を行い、収納率の向上に努めます。

また、コンビニエンス・ストア等での収納など、市民にとって納付しやすい制度の導入について検討します。

イ 経費の節減

(7) 経常経費の節減

経常経費のうち、施設の維持管理については老朽化により機能不全が懸念される施設・設備の修繕・補修を重点的に行う必要があり、現在の維持管理体制のもとではコストの削減は難しく、維持補修費（修繕費、原材料費等）を中心に経費の増額が見込まれます。

経常経費の節減において重要な要素は「民間委託」です。平成22年度以降に予定している民間委託の内容は、9ページに示すとおり施設の維持管理が対象となっています。ほかにも、計画策定時時点で市が直営で実施している事務事業のうち民間業者に委託できるものについては段階的に委託施行に移行するなど、経常経費の節減を進めます。

(イ) 資本費の軽減

当該建設投資に伴って発生する将来の資本費（減価償却費及び企業債利子）や企業債元金償還費が経営を圧迫することのないよう、建設改良費の調整を行います。

また、過年度に発行した高利率の企業債について繰上償還や低利率の企業債への借換えの制度を積極的に活用するなど、資本費負担を軽減します。

(ウ) 職員定数の見直し

下水道事業では、これまでも職員定数の見直し（削減）に取り組んできました。（「4 事業計画 (6) 定数管理に関する計画」を参照）

今後も、事務事業の見直しや上下水道の組織統合による体制の見直しにより、適正な定員管理に努めます。

② 行財政改革への取組による効果見込額

(単位 百万円)

		平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算見込)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
収入の確保	有収水量の増加			40	51	47	43	253
	下水道使用料の見直し			558	560	559	558	589
	収納率の向上	(95.5%)	(96.2%)	(96.3%)	(96.4%)	(96.5%)	(96.6%)	(96.6%)
	計(増収効果) A	—	—	598	611	606	601	842
経費の節減	資本費の軽減			26	△2	8	53	△136
	職員給与費の削減			29	29	29	102	△111
	計(節減効果) B	—	—	55	27	37	155	△247
効果見込額計 A+B		—	—	653	638	643	756	595
効果累計額		—	—	653	1,291	1,934	2,690	3,285

(備考) 各年度の効果は、平成21年度決算見込値との比較額です。

「職員給与費の削減額」は、退職給与金及び退職給与引当金を除く額です。職員定数の調整が委託化に伴う調整であるときは、当該委託料(増分)を差し引いた額を計上しています。

(2) 企業債残高の削減

計画的な建設投資に努めることや建設コストの削減を図ること、さらには施設の長寿命化に取り組むことなどにより、企業債の新規発行を抑制し、企業債残高の削減を進めます。

(3) 民間的手法の導入・推進

下水道処理施設の維持管理の委託化について、現時点では、施設・設備の運転管理に限定し進めているところですが、将来的には、ユーティリティ管理や補修・修繕も委託の対象とする「性能発注による包括的民間委託」への移行についても検討する必要があります。

包括的民間委託への移行については、次の点を整理し、さらに検討を進めます。

項目	検討の内容
1 委託の範囲	委託の範囲を施設・設備の運転管理に限定するか、ユーティリティ管理や補修・修繕も委託の対象とするか等についての検討を行う。
2 費用効果	委託化による経費の節減効果を見極める。
3 緊急時・災害時の対応	各施設の維持管理受託業者と盛岡市の防災体制との関わりについて検討する。緊急時・災害時における維持管理受託業者の役割について検討する。

(4) 上下水道の組織統合

平成22年4月に予定している水道部と下水道部の組織統合の目的は次のとおりです。

組織統合の目的	内 容
1 市民サービスの向上	窓口業務等を一元化することにより、市民サービスの向上を図る。
2 経営の効率化	複数の地方公営企業を併せて経営することにより、全体として、より一層効率的な企業経営を進める。
3 人的資源と技術や情報の共有化	組織を統合することにより、人的・技術的資源が増加する。 緊急時や災害時の迅速な対応力を確保する。
4 水質保全の強化	水源地域から放流先の北上川までの水質保全を強化し、水循環型社会の形成を図る。

組織統合に当たっては、上記に示すように、市民に対するサービスが向上し、かつ、合理性や効率性が向上するような体制の整備・事業運営を進めます。

(5) 地方公営企業法の全部適用

平成22年4月の上下水道の組織統合にあわせて、下水道事業に対する地方公営企業法の適用については、現在の一部適用（財務に関する規定を適用）から全部適用に移行する予定です。

地方公営企業法の全部適用により、下水道事業に係る人事、法務、財務、税務等の事務を、事業管理者のもとで一体的に行うこととなります。

(6) 人材育成への取組

下水道整備には、土木、建築、電気、機械、化学の各分野における専門知識が必要であり、下水道処理施設の運転管理には、専門の知識や技術が必要不可欠です。また、公営企業の経済性を発揮し公共の福祉の増進に資するためには、法務、財務、税務の各分野における専門知識も必要です。

市の他部局との人事交流を活発に行っていく必要があることや、定数管理の見直し（職員定数の削減）を進める中であって、下水道事業に従事する職員には効率的に専門知識・技術を習得することが求められています。

このことから、引き続き、OJT、市の各種研修、外部関係団体が実施する専門研修等を積極的に活用することにより、人材の育成に努めます。

6 環境保全等への取組

盛岡市の下水道事業においては、環境保全に関して次のような取組をしています。

取組の項目	具体的な内容
消化ガスの利用	下水道処理過程で発生する消化ガスを中川原終末処理場消化タンクの燃料として使用している。(使用量 300m ³ /日以上)
汚泥の再生	下水道処理過程で発生する汚泥の再生処理(コンポスト処理)を汚泥再生業者に委託している。
合流式下水道の改善	関連施設の整備を進め、公共用水域の水質保全を図る。 きょう雑物除去装置については整備完了にあわせて順次稼働しており、平成24年度から雨天時高速下水処理施設の運転を開始する。
エコオフィス行動計画の取組	盛岡市エコオフィス行動計画に則り、業務活動全般を通じて環境への負荷の低減に努めている。

下水道事業は、公共用水域の水質を改善・保全するという環境対策を目的とする事業ですが、その一方では、汚水を処理(浄化)する過程で大量のエネルギーを使用し環境に負荷を与える事業でもあります。

引き続き、環境保全等に取り組み、地球環境に優しい下水道処理を目指します。

7 計画達成状況の公表

(1) 公表時期

中間報告	平成24年10月
最終報告	平成27年10月

(2) 公表の方法

ホームページなどに計画達成状況を掲載します。

(3) 計画達成状況の評価方法

具体的な数値目標を設定している次の5項目を計画達成状況の評価対象とします。

項目	目標年度	数値目標	備考
汚水処理普及率	平成26年度	88.5 %	
雨水整備率	平成26年度	60.8 %	
下水道使用料回収率	平成26年度	100.0 %	
職員定数の削減	平成26年度	15 人	平成21年度の定数に対する削減定員数
行財政改革への取組による効果額	平成26年度	3,285 百万円	平成22年度～平成26年度の累計額 (平成21年度決算見込値との比較額)

8 その他特記事項

この中期計画の運用に当たっては、計画に掲げたそれぞれの具体的な取組を計画期間において着実に実行することを原則としますが、社会情勢等に応じて必要な見直しを随時行うほか、状況に合わせた取組をその都度追加していくこととします。